

令和 7 年度 新宿区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針

令和 7 年 4 月 1 日 7 新福障事第 38 号

第 1 基本方針

新宿区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 新福障経第 2421 号。以下「実施要綱」という。）第 3 の 4(1)の定めに基づき、実施要綱第 1 に定める障害福祉サービス事業者等に対して障害者（児）福祉に係る諸制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて運営指導を実施する。

また、監査については、法令・条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。

なお、実施に当たっては、東京都及び周辺区と適宜連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図るものとする。

第 2 指導の重点項目

指導の重点項目は、次の 1 及び 2 に定めるところによるものとする。

1 事業運営の適正化と透明性の確保

- (1) 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- (2) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (3) 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- (4) 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- (5) 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- (6) 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

2 利用者保護とサービスの質の確保

- (1) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

(2) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

(3) 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

(4) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

(5) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。

第3 監査の重点項目

監査の重点項目は、次のとおりとする。

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- 2 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- 3 不正な手段により指定を受けていないか。
- 4 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- 5 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- 6 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- 7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

第4 指導・監査の実施単位及び体制

指導・監査の実施単位及び体制は、次のとおりとする。

1 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

なお、社会福祉法人検査が行われる場合にあっては、当該検査と併せて運営指導を行うよう努めるものとする。

2 実施の体制

運営指導を行う場合にあっては、区の職員 2 名以上で検査班を編成するものとし、施設又は事業の規模・内容、事案の性質に応じ、適宜人選するものとする。

第5 運営指導の対象の選定

運営指導の対象事業者の選定は、実施要綱第3の3の別表1に掲げる基準に基づき、原則として、令和7年4月1日時点で現存する指定障害福祉サービス事業所等の中から選定するものとする。ただし、年度途中で指定を受けた事業所のうち、区長が必要があると認めた事業所についても、運営指導の対象とする。